

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 官報報告規程の一部改正
- ◇告示 生活保護法に基く医療機関の指定
指定医療機関の所在地変更
建築基準法に基く壁面線の指定
土地改良事業奨励規程
魚市場の登録
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

訓令

鳥取県訓令第2号

庁 中 一 般

官報報告規程（昭和二十五年八月鳥取県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第 一 条 次のように改める。

第 二 条 官報報告事項は、次のとおりである。

- 一 県議会の招集及び閉会並びに重要な議決事項
- 二 行政事務に関する条例の制定及び改廃
- 三 行政組織に関する条例、規則及びその他の規程の制定及び改廃

- 四 知事及び県議会議員の選挙の期日の告示及び結果
- 五 直接請求の経過及び結果

- 六 地方自治法第二百十三条及び第百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果

- 七 次に掲げる者の人事異動

副知事、出納長、部長及び課長並びに地方公営企業の管理者及び地方事務所長

県議会の議長及び副議長

県教育委員会委員並びに教育長及び副教育長

県立高等学校の校長

県選挙管理委員

○ 鳥取県
◎直接請求 ×年×月×日受理した直接請求は、次のとおりである。

- 一 請求の要旨
- 二 経過
- 三 結果

注 経過及び結果については、要旨を簡潔に記載のこと。

様式第八号

○ 鳥取県

◎住民投票 ×年×月×日地方自治法第××条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

- 一 経過
- 二 結果
- 有権者数
- 投票者数
- 賛成者数

反対者数

様式第九号

○ 鳥取県

◎人事異動

(旧職) 氏 名
 ××部長(課長)に補する(×月×日)
 (旧職) 氏 名
 (願により)××部長を免ずる。(×月×日)

様式第十号

○ 鳥取県

◎人事異動 ××委員は、×月×日任期満了し(欠員であつたところ)、○月(同月)○日次の者が選任(選挙)された。
 ××委員 氏 名

様式第十一号

○ 鳥取県

◎地方事務所 ×年×月×日××地方事務所(支庁)を次の位置に設置した。

(××地方事務所の位置を次のように変更した)(次の位置にある××地方事務所を廃止した)。

様式第十二号

○ 鳥取県

◎組合 ××県と○×県(市町村)とで×年×月×日××組合を設置した(○×県とで設置した××組合の規約の全部を次のように変更した)(○×県とで設置した××組合は、×年×月×日解散した)。

注1 組合の設置及び規約の全部変更のときは、規約を記載すること。なお、規約の一部変更については、報告の必要がないものであること。

- 2 二以上の県が関係しているときは、処務を行う県から報告すること。

3 協議会は、機関の共同設置についても、右に準ずること。

様式第十三号

○ 鳥取県

◎法定外普通税 次の××税を地方税法第××条の規定による法定外普通税として新設した。

注1 条例を記載すること。

- 2 水利地益税の創設についても、右に準ずること。

様式第十四号

○ 鳥取県

◎公營企業 ×年×月×日次の企業に地方公營企業法第××条(、、、)の規定を適用した。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	診療科目	所在地
入沢 医院	内科、産婦人科	日野郡日野上村矢戸四五四
八頭郡安部村国民健康保健直營診療所	内科、その他全	八頭郡安部村大字安井宿一〇八五番地

鳥取県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関中次のように所在地変更の届出があつた。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十六条第一項の規定により次のとおり壁面線を指定した。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 壁面線の位置
 - 倉吉市巖城町字新市二八三ノ三 二八三ノ一
 - 倉吉市宮川町字中通り一六一ノ三 一六一ノ四
- 一 壁面線の延長
 - 片側 一三三五メートル
 - 両側 二六七〇メートル
- 一 壁面線間の距離

鳥取県告示第二十一号

土地改良事業奨励規程を次のように定める。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良事業奨励規程

(総則)

第一条 土地改良事業を行うものが、実地調査、測量設計、工事の施行その他必要な事項につき、県に援助を求めようとするときは、この規程によるものとする。

(定義)

一九、二メートル

一 図面 省略

その壁面線を指定した図面は鳥取県庁土木部建築課及び倉吉市役所土木課において縦覧に供する。

第二条 この規程で、土地改良事業とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- 一 かんがい、排水
- 二 機械揚水
- 三 暗渠排水
- 四 客土、床締
- 五 区画整理
- 六 農道
- 七 索道
- 八 畑地かんがい
- 九 農地又は農業用施設の災害復旧

(申請書の提出)

第三条 前条各号に掲げる事業を行うため、第一条の規定による援助を求めようとするものは、実地調査については第一号様式、測量設計については第二号様式、工事施行については第三号様式による申請書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

(計画概要書の交付)

第四条 実地調査を完了したときは、計画概要書を申請者に交付する。

(測量設計地区)

第五条 測量設計を行う地区は、実地調査の結果土地改良事業を行うに適當と認められたものであつて、関係面積がおおむね五町歩以上の一団地とする。

(計画書又は実施設計書の交付)

第六条 測量設計を完了したときは、計画書又は実施設計書を申請者に交付する。

2 前項の計画書又は実施設計書は、知事の承認を受けなければ変更することができなす。

(計画変更又は設計変更の申請)

第七条 前条第一項の規定により交付した計画書又は実施設計書の変更にかかる測量設計のため、果に援助を求めようとするものは、第四号様式による申請書を知事に提出しなければならなす。

2 前項の測量設計を完了したときは、変更計画書又は変更実施設計書を申請者に交付する。

(工事の指導)

第八条 知事は、工事遂行の堅確を期するため必要と認めるときは、随時吏員を派遣して工事の指導に当らせることができる。

(工事着手届及び工事完了届)

第九条 第一条の規定による援助を受けて工事に着手し又は工事を完了したときは、第五号様式による工事着手届又は工事完了届を遅滞なく知事に提出しなければならない。但し、国又は果の補助を受けて行う工事については、この限りでない。

(費用の負担)

第十条 この規程により、実地調査、測量設計又は工事施行の援助を行うに要する人夫及び材料は、申請者又は事業実施者が提供しなければならない。

(費用の弁償)

第十一条 この規程に違反し若しくは工事に着手せず又は事業を中止し若しくは取りやめたときは、実地調査、測量設計、又は工事施行の援助に要した費用の全部又

は一部を申請者又は事業実施者に弁償させることができる。

(書類の經由)

第十二条 この規程により知事に提出する書類は、その事業の施行区域の属する市町村長及び地方事務所長を経由しなければならない。但し、その事業の施行区域が鳥取市、米子市又は倉吉市に属するときは、それぞれ当該市の長及び東部地方事務所、西部地方事務所又は中部地方事務所の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県耕地整理及び土地改良奨励規程(昭和十三年六月鳥取県告示第二百六号)は、廃止する。

第一号様式

土地改良事業実地調査申請書

このたび土地改良事業を施行したいので、実地調査を願いたく、土地改良事業奨励規程第三条の規定により、

次のとおり申請します。

昭和 年 月 日

申請者

住所

氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

- 一 調査地区の所在地
- 二 地区内地目別総地積
- 三 施行しようとする事業の種類及びその目的
- 四 地区の略図
- 五 調査希望期日

第二号様式

土地改良事業測量設計申請書

このたび土地改良事業を施行したいので、測量設計を願いたく、土地改良事業奨励規程第三条の規定により、次のとおり申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

- 一 地区の所在地
- 二 地区内地目別総地積
- 三 土地改良事業施行の主要事項
- 四 工事の着手及び完了の予定時期
- 五 地区の略図
- 六 測量設計希望期日

第三号様式

技術吏員援助申請書

このたび当土地改良区（農業協同組合、市、町、村等事業主体を記載すること。以下同じ。）が施行している何々事業につき、技術吏員の援助を願いたく土地改良事業奨励規程第三条の規定により、次のとおり申請します。

昭和 年 月 日

申請者

住所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

- 一 地区名又は地区の所在地
- 二 援助を必要とする理由
- 三 援助事項
- 四 援助希望期間

第四号様式

土地改良事業計画（実施設計）変更測量設計申請書

このたび、当土地改良区が施行している何々事業につき、計画（実施設計）の変更をしたいので、測量設計を願いたく、土地改良事業奨励規程第七条の規定により、次のとおり申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

- 一 地区名又は地区の所在地
- 二 事業の種類
- 三 土地改良事業計画（実施設計）の変更理由及び変更事項
- 四 測量設計希望期日

第五号様式

土地改良事業工事着手（完了）届

このたび、当土地改良区が施行している何々事業につき工事着手（完了）したので土地改良事業奨励規程第九条の規定により、次のとおりお届けします。

昭和 年 月 日

住所

氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

- 一 地区名又は地区の所在地
- 二 工事着手（完了）年月日

鳥取県告示第二十二号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定により昭和二十九年一月十八日魚市場として次のとおり登録した。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

申請者の住所氏名

鳥取市西町貳百九拾番地

鳥取市長 入 江 昶

市場の名称及び所在地

鳥取市設魚市場

鳥取市川端四丁目尻三番地

四番地

五番地

